

# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制

三浦伸彦

Nobuhiko MIURA

横浜薬科大学環境科学研究室

日本国内で製造・使用されている化学物質は数万種にのぼり、年々増加傾向にある。これら化学物質の中には、危険性や有害性が不明なものも多く含まれるが、リスク評価が進められているのは1%未満である(図1左側 従来の管理を参照)。化学物質を原因とする労働災害は年間約450件で推移しているが、これはがん等の遅発性疾病を除いた数値であり、未評価の化学物質によるがん等の遅発性疾病も考慮していく必要がある。これら化学物質による急性～亜急性や遅発性の労働災害を防ぐには、体系的な管理体制が必須であり、労働安全衛生法(安衛法)が衛生についての基準を定めている。

2022年5月31日に『労働安全衛生規則等の一部を改正する省令』が公布された。この改正は、従来からの化学物質規制の仕組みを見直し、現在の特化則等による「個別具体的規制を中心とした規制」から、「自律的な管理を基軸とする規制」に移行させることで、化学物質による労働災害を防止することを目的とする(図1右側 新たな管理を参照)。法律の改正ではなく規則等の改正によるものではあるが、規制の枠組み全体が変わることから、改正の内容を十分に理解しておく必要がある。上記のように「自律的管理」による化学物質対策となるため、管理対象となる化学物質が大幅に増えることになる。

本改正の骨子は、『化学物質管理体系の見直し』『実施体制の確立』『情報伝達の強化』であり、新たな規制項目とその施行期日を表に示した。本稿では紙幅の関係上、本改正の主要な項目について概説する。

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第九十一号)

### 1. 化学物質管理体系の見直し

化学物質管理体系の見直しの目的は、管理体制の強化である。「ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加」では、リスクアセスメント対象物(安衛法第57条の3でリスクアセスメントの実施義務のある物質)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する。そのため、ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメントの実施が義務付けられる対象物質の数が、改正前の674物質から約2,900物質へと大幅に増加する(今後、国が新たに分類する物質が追加される)。「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置」では、事業者はばく露を最小限度(濃度基準値以下)にするための措置(代替物使用、局排装置使用、作業方法改善、呼吸保護具の装着など)を行うことや、行った措置についての意見聴取や、記録の作成ならびに保存が義務付けられる。「化学物質への直接接触の防止」では、皮膚・眼刺激性や皮膚腐食性を示す物質や、皮膚から吸収されたときに健康障害を示す物質の取り扱い時には、皮膚障害防止用保護具を使用させることを義務

務付ける。「がん等の遅発性疾病の把握の強化」では、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握し、その罹患が業務に起因する可能性があると思われた際の報告義務を課す。

その他にも、化学物質の管理を強化するための項目が追加されている。

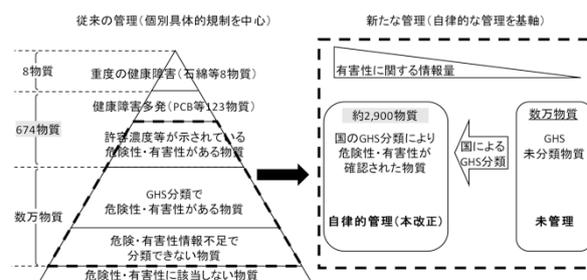


図1 労働安全衛生法の新たな化学物質規制の概念図

厚労省「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf> より一部改変

### 2. 実施体制の確立

実施体制の確立の目的は、上記の化学物質管理を

機能的に実施するための体制を作ることである。

「化学物質管理者の選任の義務化」では、リスクアセスメント対象物を製造する、取り扱う、あるいは譲渡提供する事業所において、化学物質管理者の選任が義務付けられる。この化学物質管理者は、化学物質管理業務を適切に実施できる能力を有する者を指し、リスクアセスメント対象物の製造事業所では専門的講習の修了者から選任する必要がある。また上記のリスクアセスメントに基づく処置として、労働者に保護具を使用させる事業所では、「保護具着用管理者の選任」が義務付けられる。「雇入れ時等教育の拡充」では、従来は特定の業種において一部教育項目の省略が認められていたが、この省略規定が廃止され、危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行うように改める。

### 3. 情報伝達の強化

情報伝達の強化では、SDS の通知事項の定期確認・更新や、SDS 等による通知事項の追加・含有量表示の適正化が行われる。「SDS 等による通知方法の柔軟化」では、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても SDS 情報の通知手段として採用できることにした。「SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新」では、5年以内ごとに1回記載内容の変更の要否を確認し、変更があるときは確認後1年以内に更新するよう定められた。「SDS 等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化」では、譲渡提供時に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加することと、従来は10%刻みで記載されていた含有量を重量パーセントで記載することが定められた。「事業場内別容器保管時の措置の強化」では、ラベル表示対象物について、他の容器に移し替えて保管するときも譲渡・提供時と同様にラベル表示等をして、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達することが定められた。

その他、有機則、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則等に関係する改定として、「管理水準良好事業場の特別規則等適用除外」「第三管理区分事業場の措置強化」「特殊健康診断の実施頻度の緩和」があ

る。「特殊健康診断の実施頻度の緩和」では、作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている事業所においては、これら規則に関する特殊健康診断の実施頻度を従来の6か月以内ごとに1回から、1年以内ごとに1回に緩和できることになった。

今回の改正は、原材料を取り扱う製造工場や印刷工場のみを対象としたものではない。大学や研究所、企業、病院・薬局などにも多くの化学物質が存在しており、これらの化学物質に触れる可能性がある人はボランティアを除けば全員が労働者である。労働安全衛生法は労働者の健康を予防するための法律であり、化学物質による健康影響発生を防止するためにも、我々は本改正の内容を十分に理解し対応していく必要がある。

表1 新たな化学物質規制項目と施行期日

概要	規制項目	施行時期 <sup>(*)</sup>		
		2022	2023	2024
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露濃度の低減措置(2023)、濃度基準値以下のばく露(2024)		○	●
	ばく露低減措置について意見聴取、記録作成・保存		○	
	皮膚・眼粘膜等への直接接触の防止		○	
	衛生委員会の付議事項の追加		○	
	がん等の遅発性疾病の把握の強化		○	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保管		○	
	労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		○	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用管理者の選任の義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		○	
情報伝達 の強化	SDS 等による通知方法の柔軟化	◎		
	SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		○	
	SDS 等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		○	
特別規則 等	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		○	
	化学物質管理の水準が一定以上の場合の個別規制の適用除外		○	
	作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化			●
ばく露の濃度が低い場合における特殊健康診断の頻度の緩和				

厚生省「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」<https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf>より一部改変

(\*) 施行時期：2022 (R4)年 5月 31日、2023 (R5)年 4月 1日、2024 (R6)年 4月 1日

キーワード 労働安全衛生法、化学物質管理、化学物質規制、特殊健康診断、リスクアセスメント